

令和7年度 第1回 焼津市地域経済牽引事業促進協議会

日 時：令和7年7月22日（火）13時30分～14時15分

場 所：市役所本庁舎5階 会議室5B

出席者：焼津市地域経済牽引事業促進協議会委員（以下9名）

焼津商工会議所、大井川商工会、静岡県中小企業団体中央会、静岡県産業振興財団
静岡県水産・海洋技術研究所、焼津金融協会、静岡産業大学 県経済産業部産業政策課
焼津市経済部

事務局：焼津市誘致戦略課（4名）

事務局：配布した基本計画（案）については、関東経済産業局との調整が終わったものとなる。

本日、委員の皆様から意見等があれば今後、経済産業省の本省協議の中において、修正をしていきたいと考えている。9月上旬頃まで経済産業省の本省及び関係各省との協議が行われ、9月中旬頃に各省の決裁、その後、9月25日に主務大臣の同意というスケジュールとなる予定。

会 長：昨年度の補助金を活用して進出した企業の実績は1件である。

以前より市内の産業用地確保については課題であり、地域未来投資促進法に基づく重点促進区域の設定、地域経済牽引事業を実施する企業の進出支援を行ってきた。コメの食糧安定供給の問題など、農地利用に対する見方も変化しているところであるが、地権者・耕作者・地域の理解を得ながら進めている。昨年度から引き続き、企業からの相談を多く頂いているため、改めて基本計画を変更することとなった。委員の皆様にはご意見をいただきたい。

1. 静岡県焼津市基本計画（案）について

会 長：変更案について事務局より説明をお願いします。

事務局：（変更案の概要について説明。）

会 長：質疑等はあるか。

委 員：計画予定地の道路の拡幅等の整備は、企業進出と同時に行うのか、それとも先行して整備を行った上で誘致を進めるのか。地図上の重点促進区域 9 は物流の進出となると、隣接する道路は手狭である印象。

事務局：基本は民間の開発行為の誘導となる。事業内容や通行する車両の大きさ、頻度等によって、法令に基づく開発行為の技術基準により指導されることとなるため、宅地造成と同時期に道路の拡張工事を行うこととなる。現在計画されているものでは、来年の9月頃には造成工事に着工予定である。

委 員：企業誘致は焼津市を持続可能な街にしていくためには必要なことと理解している。

一方で優良な農地も誘致対象地となっている。今までの農業振興サイドとの協議経過や同意プロセスはいかがか。

事務局：焼津市産業立地ビジョンを令和 6 年 5 月に公表しており、その考え方を基本として進めている。

農業委員会、農政課とも調整したうえで、企業を促進する可能性検討エリア、農業振興を行うエリアを棲み分けた地区設定をしている。また、地域計画から当該エリアを外す作業も生じるが、協議の場に当課が全て出席し、農業委員会や農業者への説明は行っている。

委員：大井川エリアでも様々な意見をいただくが、今後も十分調整の上進めていただきたい。

また、基盤整備の際には地元業者も活用いただきたい。

委員：進出企業の市内・市外の内訳を教えてください。

また、投資金額の高騰など計画の見直しを迫られる企業も多いが、今後補助金など更に求めることができるか。

事務局：まず進出企業の内訳については、市内企業 9 割、市外企業が 1 割程度である。地域未来投資促進法の制度について、わかりやすく説明できるツールの作成検討をしており、今後、市外・県外にも発信していく予定。また、補助金については現状イニシャルコストの面で、市の用地取得の補助金、県の建物・機械設備の導入補助金の 2 本、ランニングコストの面で、市の新規投資分の固定資産税相当額の補助金の 1 本の用意がある。その他経済部内でも補助金の用意があり、全てを一元化したパンフレットも作成したため、配布させていただきたい。

委員：企業側の投資計画が伸びてしまった場合は、進出自体も白紙になってしまうのか。

事務局：基本計画は令和 6 年 9 月から令和 11 年度末までの期間であり、その期間中に地域経済牽引事業計画が承認される必要がある。承認されてから、5 年未満の期間中で経済効果や付加価値額の増加を達成することとなる。もし投資計画が伸びるのであれば、地域経済牽引事業計画の申請・承認のタイミングをいつにするかの調整が図られていくと思う。

委員：理解した。

会長：事務局から一通り意見に対し回答させていただいたが、案の修正については意見なしでよいか。

委員：異議なし。

会長：それでは、事務局の原案どおり同意することとし、引き続き国との協議を進めていただきたい。

2. 静岡県焼津市基本計画の進捗について

会長：静岡県焼津市基本計画の進捗について、事務局より報告をお願いします。

事務局：配布した都市計画図上に、今まで設定した重点促進区域と土地利用を調整していくエリアについて落とし込んである。令和 6 年 9 月同意、令和 7 年 3 月変更同意を受けた地区の内、地権者・耕作者調整及び企業の進出計画が整った地区については、現在、土地利用調整を県と行っている。その後、今年 11 月の農振除外へ進んでいく予定である。また、令和 7 年 3 月 28 日に、長野県の株式会社 d-ネクストと産業用地整備事業における公民連携協定を締結した。場所は、相川・西島地区と、上新田地区であり重点促進区域 1 と 5 のエリア内における場所である。市は地域未来投資促進法における各種手続きや許認可支援を行い、d-ネクストは地権者の合意形成や造成、開発行為を手掛けることとなる。同社は地域未来投資促進法における開発を全国で

初めて手掛け、地域産業の発展のため、全国での同事業を多く実施している。

会 長：確認事項等はあるか。

委 員：確認事項等なし。

3. その他

事務局：今後、令和 8 年 3 月に行われる焼津市都市計画マスタープランの変更に伴い、基本計画の文言修正等を行う必要がある。この変更同意を 3 月に国から受ける予定であるため、その事前の 1 月下旬～2月上旬頃、改めて協議の場を設けたいと考えている。また、本計画については、9 月 25 日に同意を受けた後の公表となるので、基本計画や本協議会の内容等も含めて外部に情報が漏れないよう、取り扱いには十分にご注意をいただきたい。

会 長：全体を通して意見はあるか。

委 員：地域経済牽引事業計画の承認期間はどれくらいか。受付する期間などは定めているのか。

事務局：令和 7 年度より県から承認事務は市に権限移譲されている。

事前調整に時間をいただくことにはなるが、本申請の際は 1～2 週間程度で承認が下りる見込み。随時受付をしている。

委 員：今回追加するエリアは既に地権者交渉や同意が済んでいるのか。

事務局：正式に国から同意を受け、重点促進区域に設定した後、本格的に交渉していくこととなる。

委 員：d-ネクスト社との連携協定など、新聞報道でも目にしてしたが、今後の進捗があれば委員にも事前に情報提供願いたい。公開できる内容で構わない。

事務局：情報共有体制は整えていく。もし気になる点があれば、随時事務局まで問い合わせ頂きたい。

以上